



山形県公報

平成28年9月1日(木)

号 外 (32)

目 次

告 示

○保安林内の皆伐面積の限度…………… (林業振興課) …… 1

告 示

山形県告示第783号

平成28年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成28年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

森林法施行令第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
	ヘクタール
日向川水源かん養保安林	315.29
相沢川	113.58
田川	542.72
五十川～鼠ヶ関川	90.92
鮭川	594.84
小国川	334.64
銅山川～角川	395.04
北村山	451.05
寒河江川	190.04
月布川～朝日川	84.04
山形	237.29
白川	384.28
荒川	384.24
置賜	516.06
前川	20.50
日向川土砂流出防備保安林	11.78
相沢川	16.26
田川	346.23
五十川～鼠ヶ関川	141.88
鮭川	42.93
小国川	43.34
銅山川～角川	32.15
北村山	419.70
寒河江川	56.90

